

令和4年度の国保保険税率について

1 平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針の変更について

【これまでの経緯】

平成30年度から令和2年度までの国民健康保険税率については、平成29年12月20日に決定した「平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針」において決定し、税率等を改正してきた。

令和3年度保険税率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に及ぼす影響を鑑み、資産割税率を除き令和2年度水準とし、令和3年度に令和4年度、令和5年度の国民健康保険税率等を定めることとした。

【方針の変更】

- (1) 資産割税率の廃止時期を、令和9年度から令和4年度に繰り上げる。
- (2) 令和5年度以降の保険税率等は各前年度に定める。

【変更理由】

(1) 資産割税率の廃止について

- ・ 固定資産の所有が必ずしも担税力につながらないにもかかわらず、居住用資産等、収益性のない固定資産も課税対象となっていること。
- ・ 固定資産税との重複課税と考える方がおり、理解を得にくいこと。
- ・ 他の健康保険（社会保険、後期高齢者医療）には資産割がなく、不公平感があること。
- ・ 県内においては、令和3年度に資産割税率を賦課しているのは9市町村とごく少数となったこと。

(2) 令和5年度以降の保険税率等の改正時期について

- ・ 令和3年11月に県から示された令和4年度分納付金仮算定額は、令和3年度分から大幅に増となった。変動額が大きく、今後の動向が読めないため、各前年度に仮算定額が示された後定めることとする。

2 令和4年度の税率案の考え方について

前回の保険税率改正時に激変緩和策として、1世帯当たりの平均上昇を1年あたり約3,600円、約2.7%、最大上昇率は8%としたことから、今回の改正においてもこの範囲内で保険税率を見直す。

3 令和4年度の税率案について

令和3年6月の被保険者の状況をベースとした試算に基づき設定する税率案は次のとおり。

		所得割税率	資産割税率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額
R3	基礎課税分	4.66%	12.30%	24,100円	22,500円
	後期高齢者 支援金等分	1.45%	3.12%	7,300円	6,500円
	介護納付金分	1.25%	3.00%	7,100円	5,300円



R4 (案)	基礎課税分	4.70%	0.00%	24,600円	21,200円
	後期高齢者 支援金等分	1.79%	0.00%	8,800円	6,600円
	介護納付金分	1.48%	0.00%	8,600円	5,700円

R3 から R4 への一世帯あたり
平均上昇△2,927円、△2.0%、最大上昇 7.9%

モデル世帯の税額の比較

(A) 介護あり世代（40～64歳）の両親と子ども2人

※収入があるのは世帯主のみ、配偶者と子らは収入なし

所得		50万円	163万円(平均)	300万円
固定資産税なし	R3	92,100円(5割軽減)	227,500円(2割軽減)	363,100円
	R4	97,500円	242,900円	389,000円
	R3→R4	5,400円、5.9%	15,400円、6.8%	25,900円、7.1%
固定資産税15万円	R3	119,600円(5割軽減)	255,000円(2割軽減)	390,600円
	R4	97,500円	242,900円	389,000円
	R3→R4	△22,100円、△18.8%	△13,000円、△5.1%	△3,000円、△0.8%

(B) 70歳（年金収入のみ）の夫婦

所得		50万円 (世帯主50万円、 配偶者0円)	163万円(平均) (世帯主80万円、 配偶者83万円)	300万円 (世帯主150万円、 配偶者150万円)
固定資産税なし	R3	31,700円(7割軽減)	120,400円(2割軽減)	222,500円
	R4	32,900円	125,600円	233,400円
	R3→R4	1,200円、3.8%	5,200円、4.3%	10,900円、4.9%
固定資産税15万円	R3	59,200円(7割軽減)	147,900円(2割軽減)	250,000円
	R4	32,900円	125,600円	233,400円
	R3→R4	△26,300円、△44.4%	△22,300円、△15.1%	△16,600円、△6.7%